

ご確認願います。

【提出する書類】

※生活保護受給者の方は2、3の書類の提出は不要です。

(1) 申請書

(2) 同意書

※配偶者がいる場合は、預貯金等の有無に関わらず、配偶者名も署名してください。

本人及び配偶者が自己申告した預貯金等の額について、保険者が金融機関に照会することへの同意書の提出が法律で定められています。

(3) 資産状況の確認できる書類 ※通帳の写し等

(配偶者がいる場合は、配偶者の分も必要です。)

【軽減の要件】

- 1 本人及び世帯全員が住民税非課税であること。
- 2 同一世帯に属さない配偶者（施設入所等により、世帯分離している場合、(事実婚を含む)）がいる場合、その配偶者が非課税であること。
※施設入所により、住所を異動して配偶者と住民票の世帯が別になっている場合でも、配偶者が住民税課税者である場合は、対象となりません。
※配偶者の範囲は、事実婚を含み、行方不明、DV防止法に基づく暴力があった場合は含みません。
- 3 本人とその配偶者が所有する現金、預貯金、有価証券等の資産の合計が【表①】に記載する金額以下であること。

【表①】

| | 基準金額 |
|-----------------------------|--------------------------|
| 年金収入等 82万6,500円以下 | 単身世帯 650万円 夫婦 1,650万円 |
| 年金収入等 82万円6,500円超120万円以下 | 単身世帯 550万円 夫婦 1,550万円 |
| 年金収入等 120万円超 | 単身世帯 500万円 夫婦 1,500万円 |

※夫婦以外の世帯員の預貯金等は含みません。

<<裏面もご確認願います。>>

【資産状況の金額が確認できる書類は以下のとおりです。】

| 対象となる資産状況等の種類 | 必要な書類 |
|--|---|
| 預貯金（普通・定期） | 通帳の写し（2か所） ①口座名義等の記載ページ ②口座残高の記載ページ ※普通預金であれば最終ページ |
| 有価証券、投資信託 （株式、国債など） | 証券会社や銀行、信託銀行の口座名義等と残高の記載箇所の写し。 ※ウェブサイトの写しも可 |
| 金・銀（積立購入を含む）など、 購入先の口座残高によって時価評 価額が容易に把握できる貴金属 | 購入先の銀行等の口座名義等と口 座残高の記載箇所の写し ※ウェブサイトの写しも可 |
| 現金（いわゆるタンス預金） | 申請書にその額を記入する。 【書類は不要】 |
| 負債（借入金・住宅ローンなど） | 借用証書の写し |

●申請にあたりご注意願います。

【配偶者のいる場合】

同一世帯か別世帯かに関わらず、配偶者名義の書類の提出も必要となります。

【夫婦ともに軽減を受けようとする場合】

それぞれの申請書に夫婦2人分の書類を添付してください。

【負債（借入金・住宅ローン など）がある場合】

預貯金額等の額から負債額を差し引いた結果、【表①】のとおりとなる場合は軽減が受けられます。負債金額を申請書に記入のうえ、負債金額がわかる書類（借用証書などの写し）を提出してください。

※生命保険、自動車、貴金属（宝石など）、絵画、骨董品などは対象外です。

※生活保護を受給されている方は、同意書の提出及び申請にあたり配偶者及び預貯金等の申告は不要です。

※配偶者や預貯金等に関して虚偽の申告を行い、不正に介護給付を受けた場合には、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。